
訴訟について（損害賠償等請求事件）

【訴状の送達日】

令和6年1月11日（木）

【訴状の概要】

○原告

青森市内児童手当認定請求者

○被告

青森市 代表者 市長 西 秀 記
国 代表者 法務大臣 小 泉 龍 司

○訴えの内容（請求の原因）

- ・被告青森市は、原告に対し、児童手当について児童手当法に反した誤った内容の説明をした。
- ・被告国は、市町村に技術的助言をするにあたり、児童手当法の解釈について誤解を招く内容の通知をした。
- ・これらにより、原告は児童手当を受給する利益ないし機会を喪失した。
- ・主位的に、国家賠償法第1条1項に基づく損害賠償を請求する。
- ・予備的に、被告青森市に対し、未払いの児童手当の支払いを請求する。

○請求の趣旨

・主位的請求

被告らは、原告に対し、連帯して、金41万円およびこれに対する令和5年3月23日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え

<41万円の内訳>

・R5.4月～R5.7月までの児童手当	8万円	（2万円×4か月）
・慰謝料	30万円	
・弁護士費用	3万円	

計 41万円

・予備的請求（主位的請求が認められなかった時のため、予備的に行う請求）

被告青森市は、原告に対し、金8万円及びこれに対する令和5年10月14日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え

<8万円の内訳>

・R5.4月～R5.7月分の児童手当	8万円	（2万円×4か月）
--------------------	-----	-----------

計 8万円

- ・訴訟費用は、被告らの負担とする

【第1回口頭弁論期日】

令和6年2月29日（木） 青森地方裁判所

【経緯等】

令和5年3月23日、原告は、子育て支援課の窓口において夫と離婚を前提に別居しており、原告が子らと同居していることから、児童手当の受給資格者を夫から原告に変更する手続きをしたい旨の相談をした。

市では、児童手当の受給者変更をするためには、原則住民票上の住所の別居が要件となっていることを説明し、別居実態に基づいて住民票を異動するよう説明した。

結果として、令和5年4月から令和5年7月分までの児童手当は、当時受給資格のあった子の父に支払われた。